

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

○中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

(商工経営支援課)

ページ

一

規 則

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十四号

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十八年宮城県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

別表第二の三の項イ中、「中小企業者が、」の下に、「当該事業に係るものとして」を加える。

別表第三に次のように加える。

十九 別表第一の三の項、五の項、九の項又は十の項に掲げる事業のうち、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成二十一年法律第八十号)第四条第一項の認定を受けた商店街活性化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が認めるもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。